

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の中小規模の事業者等が行う大学、大学院等との共同による新技術、新製品及び新サービス（第4第1号及び第3号において「新技術等」という。）の企画立案、研究開発等に対し、市が補助金を交付することにより中小規模の事業者等の事業の質の向上及び迅速化並びに新分野進出の円滑化を図り、もって本市の産業の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体をいう。ただし、国、地方公共団体、公団、独立行政法人等の公的法人が出資している者及び大企業（中小企業者以外の会社をいう。）が発行済株式若しくは出資口数の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資している者を除く。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第83条の2に規定する専門職大学、同法第99条第1項に規定する大学院（同条第2項に規定する専門職大学院を含む。）及び同法第108条第2項に規定する短期大学（同条第4項に規定する専門職短期大学を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、補助金の交付申請を行う日において、引き続き1年以上同一事業を営んでいる実績のある者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 当該年度において、この要綱による補助金の交付を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にこの要綱の目的に資すると認める団体を補助対象者とすることができる。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業は、第3に規定する補助対象者が大学等と連携して実施する地域産業の振興に資すると認められる事業のうち、次の各号のいずれかに該当

する事業（第5及び第6において「支援事業」という。）とする。

- (1) 新技術等を研究開発する事業
- (2) 業務改善、販路拡大その他中小企業者の経営革新に係る事業
- (3) その他地域産業の振興に寄与すると認められる新技術等に関する事業
(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費は、支援事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費税等を除く。）とする。

- (1) 大学等との連携に伴い必要となる大学等に支払う経費
- (2) 原材料費及び副資材の購入費
- (3) 機械装置及び工具器具の借上料
- (4) 設計、加工、検査、分析、調査等に係る外部委託費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費
(補助金額及び回数)

第6 補助金の額は、補助対象者が連携する次の各号に掲げる大学等の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市に所在し、又は本市と連携についての協定を締結している大学等 第5の補助対象経費の合計額（大阪府その他の団体から補助金等の交付を受けるときは、その額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額又は5,000,000円のうちいずれか少ない額
 - (2) 前号に掲げる大学等以外の大学等 第5の補助対象経費の合計額（大阪府その他の団体から補助金等の交付を受けるときは、その額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額又は3,000,000円のうちいずれか少ない額
- 2 前項の規定による補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 同一の支援事業に対する補助金の交付回数は、1年度に1回とし、3か年を限度とする同一の支援事業に対する補助金の合計額は、10,000,000円までとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 個人事業者 住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し
 - イ ア以外の法人 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し
- (3) 決算関係書類の写し

- (4) 企業概要の分かる資料
 - (5) 大学等との連携事業であることが分かる書類
 - (6) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）第3に定める誓約書
 - (7) 借用する機械装置及び工具機器の概要の分かる資料及び見積書の写し
 - (8) 外注に要する費用の見積書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。
 - 3 同一の支援事業は、補助金の交付申請を初めて行った年度の初日から起算して3年を経過したときは、交付申請をすることができないものとする。
（補助金の交付決定）
- 第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。
 - 3 市長は、第1項の規定による決定に当たり、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市産業振興アクションプラン推進委員会の意見を聴くものとする。
（変更又は中止の申請）
- 第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするとき又は当該計画を中止しようとするときは、第7に準じて茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
- (1) 事業の目的及び内容等の変更のうち、事業の基本的部分に関わらないもの
 - (2) 経費の目的を実質的に変更するものでないもの
- 2 前項の規定による変更（中止）承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。
 - 3 市長は、前項の変更に当たり、必要に応じて、委員会の意見を聴くものとする。
（実績報告）
- 第10 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市産学連携スタートアップ

プ支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 支払を証する書類の写し
- (3) 大学等との連携事業であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める者については、補助金の交付決定後、茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）により概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第14 第11の補助金確定通知書を受けた者のうち、第12ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(産業財産権に関する届出等)

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年以内に、補助事業に伴い産業財産権(知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。次項において同じ。)を取得したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業に伴い取得した産業財産権について、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に、これを譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業成果の普及)

第19 補助金の交付を受けた者は、市長が当該補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(補助の取消し等)

第20 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べ減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助要綱(次項において「改正後の要綱」という。)の規定は、この要綱の実施の日以後に実

施する事業について適用し、同日前に実施する事業については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この要綱の実施前に準備行為として行った改正後の要綱第7に規定する補助金の交付申請手続その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日以後に実施する事業について適用し、同日前に実施する事業については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この要綱の実施前に準備行為として行った改正後の要綱第7に規定する補助金の交付申請手続その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年2月16日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った改正後の要綱第7に規定する補助金の交付申請手続その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った改正後の要綱第7に規定する補助金の交付申請手続その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

名 称

代表者名

㊟

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付申請書

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係機関に照会することに同意します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者名

様

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者名 様

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金は、次の理由により不交付とします。

不交付の理由

年 月 日

茨 木 市 長

様式第4号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名 称
代表者名

印

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者名 様

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市産学連携
スタートアップ支援事業補助金は、次の条件を付けて変更（中止）承認します。

条 件

1 交 付 決 定 額 円
変 更 増 減 額 円
変 更 交 付 決 定 額 円

2

年 月 日

茨 木 市 長

様式第6号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
名 称
代表者名

⑩

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1)

(2)

(3)

(4)

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者名 様

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円

年 月 日

茨 木 市 長

様式第8号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名 称
代表者名

⑩

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第9号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

名 称

代表者名

⑨

茨木市産学連携スタートアップ支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金概算払請求額 円